

あらためて「注意」の撤回と謝罪を求める

2020年8月25日

[Redacted]

[Redacted]

株式会社関西新幹線サービック

新大阪第一事業所

所長 竹腰弘三郎 殿

[Redacted]

[Redacted]

差出人 萩原光廣



8月13日15時頃、田中総務科長と藤中係長より、
「8月9日、『提訴にあたって』なる文書を詰所にて配布
した行為は、『就業規則』第3条（9）項違反にあたる、
今後再びこのようなことを行った場合は厳重に対処する」
との「注意」を受けました。

これに対して私は、「休憩時間に数人の同僚に手渡した
ものであり、『就業規則』でいうところの配布したという
ことではない」と答えました。

中興
25
12

しかし田中総務課長は「手渡したとしても、会社としては配布行為とみなす」として聞き入れませんでした。

私は、あまりにも一方的な会社の主張を、断じて受け入れることができません。ここに強く抗議し撤回を求めます。また、文書による謝罪を求めます。

一字削除
萩原

会社は、「手渡しも配布とみなす」と言います。しかし「配布」とは、一般の人々に広く配ることを言いますが、私は誰彼なしに、無差別に配っていません。文字通り、相手を定めて一人一人手渡したものであり、会社の主張は妥当ではありません。

大阪中興
2.8.25
8-12

さらに、休憩時間のビラ等の配布行為については最高裁の判決でも「違法ではない」（最高裁平成23年（行ツ）第31号・平成23年（行ヒ）第38号）と認められているのであり、サービックの『就業規則』がそれを超えることはできないことは、あまりのも当然のことです。

そもそも、その『提訴にあたって』なる文書は、私が山崎副所長と竹腰所長から受けた「自宅待機から除外」という不当な違法行為に対して、大阪地裁に損害賠償請求訴訟を提訴するにあたっての思いを記したものであり、何ら問題はありません。会社の言いがかり、威圧行為はファ

萩原

中央
25
2

ツシヨ的であり、許しがたいことです。

さらに、この『「注意」の撤回と謝罪を求める』の文書は、8月20日、田中総務科長より返却されました。8月14日にお渡ししてから1週間が経過してからの返却であり、その真意を測りかねますが、所長として、あつてはならないものだと思います。

従業員が会社に苦情や要望等、言いたいことがある時、いったいどういう方法で申し出ればいいのでしょうか。

「聞く耳持たぬ」では所長としての資質が問われると言わなければなりません。

私は、今後も法の許す範囲で、自由な表現活動を行います。

ここに、あらためて「注意」の撤回と文書による謝罪を求めます。

以上

この郵便物は令和 2 年 8 月 25 日
第 05376 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。
日本郵便株式会社

大阪中央
2.8.25
8-12

郵便認証司
2.8.25